

## 藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニスコートの管理運営に関する基本協定書（案）

藤枝市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニスコート（以下「本施設」という。）の管理運営の実施について、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが相互に協力し、本施設の管理運営業務（以下「管理業務」という。）を適正かつ円滑に管理するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（管理業務の基準）

第2条 乙は、この本協定及び当該年度における事項について別に定める藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニスコートの管理に関する年度協定（以下「年度協定」という。）並びに藤枝市民グラウンド条例（昭和42年藤枝市条例第9号）及び藤枝市民テニスコート条例（昭和60年藤枝市条例第32号）（以下「条例」という。）並びに関係法令等のほか、藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニスコートに係る管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）及び藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニスコート指定管理者募集要項に基づく事業計画書（以下「事業計画書」という。）に従い、管理業務を実施しなければならない。

（基本協定以外の規定との適用関係）

第3条 本協定、年度協定、仕様書、要項及び事業計画書の各規定に矛盾、齟齬があるときは、本協定、年度協定、仕様書、要項、事業計画書の順に、その解釈が優先するものとする。

2 仕様書、要項及び事業計画書において、その記載内容に矛盾、齟齬があるときには、甲と乙とは協議の上、これを決定するものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

（管理業務の範囲）

第5条 乙が行う本施設の管理業務は、次のとおりとし、その詳細は仕様書に定めるとおりとする。

- (1) 本施設及び附属設備の維持、管理、及び運営に関する業務
- (2) 本施設の使用許可及び使用許可の取り消しに関する業務

- (3) 本施設の利用料金の設定及び収受に関する業務（インボイス制度への対応を含む）
- (4) 本施設の機能を効果的に活用するための指定事業の実施及び自主事業の企画、実施に関する業務
- (5) 施設の利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
- (6) 施設の管理上必要な業務
- (7) その他市が必要と認める業務

（利用料金の取扱い）

第 6 条 本業務には地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を適用し、乙は、本施設に係る利用料金を自らの収入として収受することができる。

（利用料金の決定）

第 7 条 利用料金は、乙が条例第 8 条に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については甲の承認を得なければならない。なお、利用料金を設定したときには、速やかに公表すること。

（経理の明確化）

第 8 条 乙は、管理業務の実施にあたって、乙が行っている他の事業と経理を明確に区分するものとする。

（休場日及び使用時間の決定）

第 9 条 藤枝市民グラウンドの使用時間については、藤枝市民グラウンド条例第 3 条に規定するとおりとする。藤枝市民テニスコートの休場日及び使用時間については、藤枝市民テニスコート条例第 3 条及び第 4 条に規定するとおりとする。ただし、乙は必要と認めたときは、甲の承認を得てこれを変更することができる。なお、休場日及び使用時間を変更したときには、速やかに公表すること。

（指定管理料の支払い）

第 10 条 甲は、本施設の管理業務に要する経費を乙に支払うものとし、その年度額は、甲と乙との間で協議の上、年度協定により定めるものとする。

（施設等の修繕等）

第 11 条 管理業務に係る施設又は設備の損耗、劣化及び破損、又は故障により損なわれた機能を回復させるため、1 件につき 50 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下を

対象にした修繕、工事については、乙が自己の費用と責任において実施するものとし、1 件につき 50 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるものについては、甲と乙との間で協議するものとする。ただし、本施設の機能を維持するために乙が通常行うべき保守管理を怠ったことに起因する損耗、劣化及び破損、又は故障と認められる場合は乙が自己の費用と責任において実施するものとする。

2 乙が行った修繕により結果として資産を取得することとなるときは、その資産は、甲に帰属するものとする。

（備品等の貸与）

第 12 条 甲は、別紙藤枝市民グラウンド・藤枝市民テニス場備品一覧表（以下「備品一覧表」という。）に示す備品等を乙に無償で貸与する。

2 乙は、備品等を常に良好な状態に保つものとする。

（乙による備品等の購入等）

第 13 条 備品等が経年劣化等により管理業務の実施の用に供することができなくなったときは、乙は、1 件につき 10 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以下の当該備品等については、原則として、自己の費用で購入又は調達するものとし、1 件につき 10 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるものについては、甲と乙との間で協議するものとする。

2 乙は、故意又は過失により備品等を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対し、これを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

3 乙は、前条に規定する備品等のほか、乙の任意により備品等を購入又は調達し、管理業務の実施のために供することができるものとする。

4 乙が第 1 項及び第 2 項の規定により購入又は調達した備品等は、甲に帰属するものとし、乙が前項の規定により購入又は調達した備品等は、乙に帰属するものとする。

5 乙は、備品等の購入及び廃棄等の移動については、遅滞なく甲に報告しなければならない。

（備品等の損失）

第 14 条 乙は、甲から貸与された備品等は、乙が責任をもって管理するものとする。破損等の事故が生じた場合には、損傷した責任者において修理代を負担するものとする。

損傷した責任者が不明の場合には、対応について甲乙協議を行うこととする。

（指定期間満了に伴う備品等の取り扱い）

第 15 条 指定期間の満了に伴う備品等の取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 備品等については、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継がなければならない。
- (2) 乙が任意により設置した物のうち甲が指定する物については、乙の責任と費用で撤去するものとする。ただし、甲と乙の協議において両者が合意した場合は、乙は、甲又は甲が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

（消耗品の取扱い）

第 16 条 管理業務で使用する事務用品等の消耗品については、乙が管理及び負担するものとする。

（個人情報の保護等）

第 17 条 乙及び本施設の管理業務に従事している者（以下「従業者」という。）は、藤枝市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年藤枝市条例第 26 号。以下「手續条例」という。）第 10 条並びに個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条及び第 67 条を遵守しなければならない。

（年度計画書の作成及び提出）

第 18 条 乙は、次に掲げる事項を記載した年度計画書を当該年度の前年度の 2 月末日までに甲に提出し、甲の承認を得なければならない。なお、初年度については、本協定と同時並行で作成し、甲の承認を得るものとする。

- (1) 維持管理業務計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 指定事業計画書及び自主事業計画書（月別行事予定表及び事業内容）
- (4) 人員配置体制（図又は表と名簿）
- (5) その他甲が必要と認める事項

（業務報告の聴取等）

第 19 条 甲は、本施設の管理の適正を期するため、乙に対し、その管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（業務報告書の作成及び提出）

第20条 乙は、手続条例第6条の規定及び仕様書に基づき、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した業務報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び本施設の利用状況
- (2) 利用料金の収入実績
- (3) 管理運営に係る経費の収支状況
- (4) 指定事業及び自主事業の実施状況
- (5) 指定管理者の経営状況を示す書類
- (6) 利用者満足度モニタリング集計と対応状況
- (7) 地域連携の対応状況
- (8) 施設の維持管理に関する業務実績
- (9) その他管理の実態を把握するために甲が必要と認める事項

2 乙は、仕様書に基づき、毎月終了後10日以内に、次に掲げる事項を記載した月次報告書を作成し、甲に報告しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 本施設の利用状況（施設別に有料利用者数及び無料利用者数等）
- (3) 利用料金の収入の状況
- (4) 指定事業及び自主事業の実施状況
- (5) 利用者満足度モニタリング集計と対応状況
- (6) その他管理の実態を把握するために甲が必要と認める事項

3 乙は、年度途中に指定管理者の指定を取り消されたときには、指定が取り消された日から30日以内に、第1項各号に掲げる事項を記載した当該年度の当該日までの間の業務報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

4 甲は、必要があると認めるときは、業務報告書の内容及びそれに関する事項について、乙に説明を求めることができるものとする。

（モニタリングの実施）

第21条 乙は、本施設の利用者の利便性の向上を図り、効率的かつ効果的な施設の管理運営を行うため、常に利用者の満足度の把握に努め、その結果を直近の月次報告書等に添付して甲に提出しなければならない。

2 乙は、甲が毎年度実施する「藤枝市公の施設に係るモニタリング」に協力しなければ

ならない。

3 前項によるモニタリングの結果、乙による管理業務の実施状況が仕様書等、甲が示した条件を満たしていないときは、甲は、乙に対して管理業務の改善を勧告することができる。

4 乙は、前項に定める改善勧告を受けたときは、速やかにそれに応じなければならない。

(確約事項)

第22条 乙は、管理業務の一部を委託し、又は請け負わせた者が、藤枝市暴力団排除条例（平成24年藤枝市条例第40号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係企業等」という。）ではないことを確約する。

(不当介入を受けたときの措置)

第23条 乙は、暴力団関係企業等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに甲への報告及び警察への通報を行い、捜査上必要な協力をするものとする。

(受注者の責務)

第24条 乙は、本施設の管理業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項の規定に基づく「藤枝市における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」（平成28年3月11日藤枝市長決定）第2条に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び第3条に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

(指定の取り消し)

第25条 甲は、乙が次の各号に該当するとき、その他乙の責めに帰すべき事由により、乙による管理業務を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 関係法令、条例、藤枝市民グラウンド条例施行規則（平成21年藤枝市規則第7号）、藤枝市民テニスコート条例施行規則（平成21年藤枝市規則第8号）又は本協定の条項に違反したとき。

(2) 本施設の管理業務を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められるとき

(3) 乙が指定の解除を申し出て、甲が承認したとき。

(4) 乙が管理業務の一部を委託し、又は請け負わせた者が、暴力団関係企業等であると認められたとき。

(5) 藤枝市指定管理者の選定基準（平成 19 年 5 月 24 日制定）第 2-1-(1)に新たに該当したとき。

(6) その他甲の指示に従わないとき。

2 甲は、前項の規定により指定の取り消しを行おうとする際には、事前にその旨を乙に通知した上で、次の事項について乙と協議を行わなければならない。

(1) 指定取消しの要否

(2) 乙による改善策の提示と指定取消しまでの猶予期間の設定

(3) その他必要な事項

3 第 1 項の規定により甲が指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときにおいて、乙に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わない。

4 甲又は乙は、不可抗力の発生により、管理業務の継続等が困難となった場合には、相手方に対して管理業務の継続の可否等について協議を求めることができる。

5 前項の協議の結果、やむを得ないと判断されたときは、甲は指定の取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を行うものとする。

6 前項の規定による取消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止によって乙に発生する損害・損失及び増加費用の負担は、甲と乙との協議により決定するものとする。

7 第 1 項又は第 5 項の規定により甲が指定を取り消したときは、乙は、既に受領した指定管理料を甲に返還しなければならない。ただし、指定期間の中途において指定を取り消したときは、甲と乙との協議により返還金の額を決定するものとする。

8 第 1 項の規定により甲が指定を取り消したときは、乙は、当該指定が取り消された年度における指定管理料（指定期間開始前にこの協定を解除した場合は、協定期間の初年度における指定管理料）の 10%を、違約金として甲に支払わなければならない。ただし、甲が認めたときはこの限りではない。

（原状回復義務）

第 26 条 乙は、手続条例第 8 条の規定に基づき、指定期間が満了したとき、又は前条第 1 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の

停止を命ぜられたときは、指定開始日を基準として、管理しなくなった本施設の当該施設又は設備を速やかに原状に復し、甲に明け渡さなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りではない。

(損害の賠償等)

第27条 乙は、本施設の管理業務の履行にあたり、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償したときは、乙に対して賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を請求することができるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第28条 乙は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第29条 乙は、管理業務の一部を第三者へ委託することはできるが、管理業務を一括して第三者へ委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙が管理業務の一部を第三者に委託するときは、すべて乙の責任において行うものとし、管理業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

3 乙が管理業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ書面により甲の承認を得なければならない。

(管理業務内容の変更等)

第30条 甲は、必要があるときは、管理業務の内容を変更し、又は管理業務を一時中止することができるものとする。ただし、この場合は、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項における管理業務の内容変更又は管理業務の一時中止によって乙に発生する損失及び増加費用の負担は、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(目的外使用)

第 3 1 条 乙は、利用者の利便性向上のため、自動販売機、公衆電話等を設置するなど、当該施設を条例第 5 条で定めている管理業務の範囲以外で使用する場合は、あらかじめ甲の許可を得なければならない。なお、自動販売機を設置する場合は総売上げの 10%を甲に納入するものとする。

(環境への配慮)

第 3 2 条 乙は、公の施設の使命や目的を果たすための効率的な管理運営にあたり、エコアクション 21 ガイドラインに基づく省エネルギーや省資源等に取り組み、可能な限り環境への負荷低減に努めるものとする。

(緊急時対策等)

第 3 3 条 乙は、管理業務の実施に関連して、事故や災害等の緊急事態が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者及び関係機関に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

2 事故等が発生したときは、乙は甲と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

3 乙は、緊急時対策、防犯・防災対策についてマニュアルを作成し、従業者を指導しなければならない。

4 乙は、大規模な災害等の発生により、藤枝市災害対策本部が設置された場合には、同本部の指示に従わなければならない。

(保険)

第 3 4 条 管理業務の実施に当たり、甲が付保する保険は、次のとおりとする。

(1) 市民総合賠償補償保険

(2) 建物総合損害共済

2 管理業務の実施に当たり、乙が付保しなければならない保険は次のとおりとする。また、入場者損害保険及び指定管理者の業務上の契約不適合責任により生ずる損害賠償に対応できるような賠償資力を確保するため、適切な保険に加入すること。

(1) 施設賠償責任保険

(2) 利用者賠償補償保険

(3) その他管理業務に必要な保険

(業務の引継ぎ等)

第 3 5 条 乙は、本協定の終了に際し、甲又は甲が指定する者に対し、業務の引継ぎ等を

行わなければならない。

2 乙は、指定期間内に納入のあった利用料金の内、指定期間終了後の使用に関わる利用料金について、指定期間最終日までに甲に納入するものとする。

(責任及びリスク分担)

第36条 管理業務に関する責任及びリスク分担の区分については、「リスク分担表《別表》」に定めるとおりとする。

(疑義等の決定)

第37条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項について疑義が生じたときには、必要に応じて甲乙協議してこれを決定するものとする。

(当該事業年度における協定)

第38条 本協定の効力が及ぶ各事業年度における事項については、別に年度協定書を締結するものとする。

(協定の変更)

第39条 本協定に変更が必要なときは、甲乙協議の上、変更できるものとする。

この基本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和9年 月 日

甲 住所 藤枝市岡出山一丁目11番1号

氏名 藤枝市

市長 北村 正平 ⑨

乙 住所

氏名 ⑨